

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|--------------------|-------|---|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 1 | 青森県 | 特殊車両通行制度の概要 | P7 | 新制度においては、回答書を携行することで通行できるのか。 | 回答書を携行することで通行できる。 |
| 2 | 青森県 | 特車通行確認制度の起終点設定について | P31 | ラストマイルであるS(未収録交差点)-S'(収録交差点)間とG'(収録交差点)-G(未収録交差点)間については、別途許可申請が必要なのか。 | 未収録道路は別途許可申請が必要である。新制度と許可制度を併用する場合、許可制度の手数料については片道200円、往復400円の手数料がかかるため、P31の場合はS-Gの通しで許可申請することに伴い400円の手数料がかかる。新制度を利用せずに今までどおり許可制度のみを利用すれば、P31の場合は片道200円、往復400円の手数料がかかるが、渡り線や代替経路を通行することはできない。なお、S-G間は今までどおり許可が得られれば通行可能であり、許可が得られれば新制度で確認をする必要はない。 |
| 3 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | - | 出発地から目的地まで複数の荷下ろし場所がある場合は、複数の通行経路についてそれぞれ回答を得る必要があるのか、それとも複数の通行経路をまとめて1つの回答を得ることができるのか。 | 荷下ろし場所を経由地として設定することで一つの通行可能経路として回答を得ることが可能である。 |
| 4 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | - | 複数の経路をまとめて通行可能経路の回答を求めるとは可能か。 | 不可である。2地点双方向2経路検索において、複数の回答経路の回答を得たい場合、それぞれ回答を求めるとあり、2回答を求めるとは、600円×2件=1,200円の手数料がかかる。 |
| 5 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | - | 回答書は印刷可能か。 | 回答書は電子データで示すが、印刷することも可能である。 |
| 6 | 青森県 | 手数料の支払い方法について | P43 | 支払い方法についてはクレジットカードとペイジー以外の決済方法は検討しているのか。 | 現在のところ、検討していない。なお、新制度は即時に通行可能経路を確認することができる大きな利点であることから、手数料の支払いはオンライン決済のみとしている。 |
| 7 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | - | 新制度で港湾道路は通行経路として選択できるのか。 | 道路法が適用されており、かつ道路情報便覧に収録されている港湾道路については新制度において通行経路として選択が可能である。道路法適用外の港湾道路については特車申請は不要であり、新制度においても許可制度と同様である。なお、新制度においても、道路法適用外の港湾道路については紫色で表示される。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|-------------------|--------|--|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 8 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | — | 通行するのに許可が必要な港湾道路については今までどおり許可を得る必要があるのか。 | 道路法適用外の道路の場合は、各管理者が定めたルールに則り、必要に応じて各管理者に確認していただいた後、通行することになる。 |
| 9 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | — | 許可制度のシステムで複数の経路を許可申請した場合、複数の経路をまとめて経路図作成ができるが、新制度の場合は検索した複数の経路をまとめて地図に表示し、印刷することは可能か。 | 2地点双方向2経路検索においては、回答1件につき1経路を地図に表示するため、不可である。 |
| 10 | 青森県 | 配布資料外からの質問 | — | 質疑応答内容については、後日、各トラック協会に送付することは可能か。 | 可能だが、お時間をいただきたい。 |
| 11 | 青森県 | 特殊車両通行確認制度システムの施行 | P33～36 | 試行期間については期間と時間が指定されているが、4月1日以降の本格運用後は24時間システムが稼働しているのか。 | 4月1日以降の本格運用開始後、新制度システムは24時間稼働するが、メンテナンス中は利用できない。メンテナンスが行われる場合は事前にお知らせする。 |
| 12 | 岩手県 | 配布資料外からの質問 | — | 許可制度と新制度では費用にどの程度の差があるのか。 | 優良事業者であるか否かや、車両の寸法や重量によって異なるが、許可制度においては、許可の有効期間が1～4年間で片道200円、往復400円の手数料がかかる。一方、新制度は2地点双方向2経路検索であれば往復600円(1年間有効)の手数料がかかるが、許可制度に比べると即時に通行可能経路が確認できることや、複数の経路を通行できることが可能というメリットがある。 |
| 13 | 岩手県 | 特車通行確認制度の手数料 | P9 | 更新申請する場合も表に記載されている手数料が必要なのか。 | 表に記載されている手数料が必要である。 |
| 14 | 岩手県 | No.13の質問への回答に対して | — | 手数料の支払いについてはクレジットカードもしくはペイジー以外の決済方法を採用する予定がないとのことだが、領収書で処理をした方が経理上望ましいため、できれば許可制度の手数料の支払いのように郵便局での振込を検討していただけないかという要望が事業者から上がっている。 | 現状ではクレジットカードもしくはペイジーでの決済のみ対応予定である。新制度は即時に通行可能経路を確認することができる大きな利点であることから、手数料の支払いはオンライン決済のみとしている。なお、クレジットカードもしくはペイジーにおいても支払い履歴は残るため、経理処理は可能ではないのか。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|-----------------|-------|--|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 15 | 岩手県 | 配布資料外からの質問 | — | 新制度のメリット・デメリットを説明して欲しい。 | 配付資料P11に記載しているとおり、メリットとしては、オンラインシステムで即時に確認できることから「早い」、許可制度のように経路を細かく指定せずともシステムで自動的に経路を検索できることから「簡単」で、許可制度のように片方向ごとの申請ではなく双方向を一度に確認できることから「便利」である点が挙げられる。デメリット(制約)については、許可制度では全ての道路・車両が対象であるのに対して、新制度では道路情報便覧に収録されている道路のみが検索対象で配布資料のP17に記載されているとおり、非常に大きかったり重かったりする車両については対象ではないという点が挙げられる。 |
| 1 | 宮城県 | 配布資料外からの質問 | — | 現行制度で令和4年3月に切れる許可は、4/1運用の新制度とは別に許可を取る必要があるのか。 | 現行許可を継続して利用する場合は、新制度の通行確認とは別に現行許可を取る必要がある。 4/1から新制度をご利用いただくことが前提で、かつ3月中に許可が切れることが好ましくないのであれば、一旦3月中に車両の条件や優良事業者が否かによって変わってくるが、一般的には2年間有効であるため、2年間現行許可で通行していただくことも可能だし、許可が切れるタイミングで新制度をご利用頂いても良い。 |
| 2 | 宮城県 | No.1の質問への回答に対して | — | 令和4年3月に再度取り直した許可については、その後2年間有効期間があるという理解で良いか。 | POSTを参照。 出発地がSで目的地がGとすると、SやGに接している部分が未収録道路である場合、新制度の通行可能経路の回答については、収録されている道路のみが検索可能である。 |
| 3 | 宮城県 | 特車通行確認制度の運用方法 | 23 | (ご留意いただきたい点の3つ目) 未収録の区間は現行の許可制度で申請する理解で良いか。 | |
| 4 | 宮城県 | No.3の質問への回答に対して | 23 | 道路法適用外道路も未収録道路と同じ扱いになるのか。 | 道路法適用外道路は新制度の通行可能経路には表示されない。なお、現行の申請においても道路法適用外道路は通行許可が不要なので申請いただく必要はない。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|-----------------|-------|--|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 5 | 宮城県 | 特殊車両通行制度の概要 | 7 | 「運送依頼書等による重量確認」とあるが、日報等でデータで保存しておくことは可能だが、その際、貨物によって重量は変わってくると思うが、すべてを保存しておく必要があるのか。 | 日報等を電子データで保存しておくことも可能である。また、運転日報は手書きであることも考えられる。記録は電子データでも手書きでも結構である。新制度を利用する貨物積載車両については、荷主から積載貨物重量を入手し、全ての積載貨物重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を記録保存する義務がある。 |
| 6 | 宮城県 | 特車通行確認制度の手数料 | 8 | 車両登録の手数料は、トラクタにかかるものであってトレーラーにはかからない認識で良いか。 | 車両の登録はトラクタもトレーラーも両方必要になるが、手数料は単車もしくはトラクタにかかるものであり、トレーラーにはかからない。 |
| 7 | 宮城県 | 手数料の支払い方法について | 43 | 手数料が20,000円未満の場合は、クレジットカード決済となっているが、今までどおり納入告知書(紙)とはならないのか。 | 現行制度については納入告知書(紙)で支払いをお願いしているが、新制度については手数料の合計が20,000円未満の場合は、クレジットカード決済のみである。新制度の最大の利点は即時性であるため、回答書交付前の手数料の支払いはオンライン上での決済とさせて頂いている。 |
| 8 | 宮城県 | No.7の質問への回答に対して | — | そうすると、手数料が20,000円未満の場合は、必ずクレジットカードが必要になるということか。 | そのとおり。 |
| 9 | 秋田県 | 配布資料外からの質問 | — | 質疑応答の結果について、ホームページに掲載の予定はあるか。 | 3日間に渡る質疑応答会の結果については整理の上、全ト協を通じて各トラック協会に周知する予定である。周知方法については全ト協と相談する。 |
| 10 | 秋田県 | 配布資料外からの質問 | — | 行政書士へ申請をお願いしている会員企業もあるが、行政書士会への説明会の実施は予定されているのか。 | 日本行政書士会連合会への説明会を実施予定である。 |
| 38 | 山形県 | 特車通行確認制度の運用方法 | P17 | 車両の登録は必要事項を入力して手数料を支払えば、即時に完了するのか。 | 手数料の支払い後、即時に車両の登録が完了する予定である。なお、登録手数料の支払い前に車両情報を入力して、経路検索を無料で行うことが可能である。 |
| 39 | 山形県 | 手数料の支払い方法について | P43 | クレジットカードで手数料を支払う際には、会社名義、個人名義のどちらの場合においても利用可能なのか。 | 会社名義、個人名義どちらも利用可能である。 |
| 40 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 個別協議がある場合は、新制度の対象外とのことだが、港湾道路や例えば別途水道局の許可を得る必要がある場合、許可制度では個別協議が必要だったが、新制度でも同様か。 | 道路法適用外の道路の場合は、各管理者が定めたルールに則り、必要に応じて各管理者に確認していただいた後、通行することになる。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|------------------|-------|---|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 41 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 道路の新規開通に伴い、道路情報便覧が更新された場合、再度経路検索をする必要があるのか、それとも経路の追加を行えば良いのか。 | システムでは回答した時点の通行可能経路を示すため、新規開通した道路の通行を希望する場合は、新たに経路検索を実施し回答を得る必要がある。 新規開通した区間延長が短い場合は追加経路検索を利用した方が安価となる場合が考えられる。 |
| 42 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 登録が取り消しになった場合、また新たに登録を取り直す際に適用される罰則はあるのか。 | 法第47条の9に該当する場合、登録を受けた者に対して聴聞を行ったうえで、登録の取消しを行うこととなります。なお、罰則規定はないが、取消し後は改めて新たな登録が必要となる。 |
| 43 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 車両登録の際には車両諸元の入力が必要であると思うが、車両の登録のやり直しは可能か。また、その際は手数料がかかるのか。 | 車両諸元の変更は可能である。その際の手数料はかからない。 |
| 44 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 同一企業で複数の営業所単位でIDを取ることは可能か。 | 担当者のIDを用いることで、対応可能である。 |
| 45 | 山形県 | No.44の質問への回答に対して | — | 企業コードが同じ場合は車両の登録と確認について、それぞれ別の担当者IDを用いて行うことは可能か。 | 企業コードに車両が紐づくため、同一企業のコードであれば車両の登録と確認について、それぞれ別の担当者IDを用いて行うことは可能である。 |
| 46 | 山形県 | 配布資料外からの質問 | — | 新しいトレーラーが完成してから、車両登録した場合、登録までどの程度の時間を要するのか。 | トレーラーが完成し、自動車登録番号が登録され、車検証が出来上がっていた場合に登録は即時に行える。新制度では仮ナンバーでの登録ができないため、正式な自動車登録番号が車検証に記載されていれば登録は即時に完了する。 |
| 34 | 茨城県 | 配布資料外からの質問 | — | 利用運送を弊社では多く利用しているが、新制度において協会のトラクタ及びトレーラーを登録・確認することは可能か。 | 可能である。 |
| 35 | 茨城県 | 特車通行確認制度の手数料 | P8 | 概要P9に記載の図は特例8車種をシングルヘッドで牽引するイメージだが、1台の重量物運搬用セミトレーラーを後輪2軸のトラクタで牽引する場合、トレーラーの組み合わせ毎(例えば低床トレーラーやポールトレーラー等)に申請しているが、新制度ではトラクタ部分の登録に手数料の5,000円を支払えば、全てのトラクタとトレーラーの組み合わせを網羅できるのか。 | 1台のトラクタと複数のトレーラーを組み合わせる場合、登録手数料はトラクタ1台分の5,000円の手数料がかかる。なお、図には特例8車種を記載しているが、重量物運搬用セミトレーラーもトラクタとの組み合わせが可能である。 |
| 36 | 茨城県 | 特車通行確認制度の手数料 | P8 | トラクタの車両登録した後に新しいトレーラーの購入をした場合は追加の手数料は発生しないのか。 | 購入した新しいトレーラーの車両登録は必要であるが、手数料は発生しない。 |
| 37 | 茨城県 | 配布資料外からの質問 | — | つり上げ加重が25t以上のラフタークレーンは、軸重や幅等で特車申請が必要である。クレーンの特性上、荷重については車検証に記載の数値と同じであるが、新制度においては | ETC2.0を設置することで単車扱いとして新制度利用可能である。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|--------------------|-------|--|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 11 | 栃木県 | 配布資料外からの質問 | — | 現行システムではIEが推奨ブラウザ (EdgeとGoogle Chromeはエラーとなる) となっているが、新システムではEdgeとGoogle Chromeでの申請は可能になるのか。 | 動作環境としてはEdgeが推奨ブラウザとなる。Google Chromeは動作確認をしていないため推奨していない。 |
| 12 | 栃木県 | 配布資料外からの質問 | — | 回答書はスマートフォンでの保存・携行が可能とのことだが、データ容量はどのくらいか。また紙で印刷した場合どのくらいの枚数になるのか。 | フォーマットとしてはPDFになるので、ある程度容量は小さいと考えている。紙で印刷した場合については、経路や車両台数、検索方法によっても変わってくると思うので一概には回答できない。 |
| 13 | 栃木県 | 配布資料外からの質問 | — | 質疑応答の結果を頂きたい。 | 承知した。 |
| 14 | 群馬県 | 特車通行確認制度の起終点設定について | 31 | 未収録道路が多い実感だが、今後追加されていく見込みはあるのか。 | 令和2年度の許可実績からみると、約4割の経路で新制度が利用できると考えている。 新制度の活用には未収録道路を減らすことが最重要であると考えているが、令和3年度はトラック協会から収録希望の道路を伺い道路管理者に周知し収録を行う作業を年2回実施したが、令和4年度は年4回実施予定である。またその他収録を進めるための取組みについても現在検討中である。 |
| 15 | 群馬県 | 特車通行確認制度の起終点設定について | 31 | S-G間を往復で取る場合、一度で許可を得ることができなくなると、600+800円がコスト的には一番安くなる方法 (別々で申請する方法) という理解で良いか。 | 未収録道路を含む場合は、新制度を活用してすべての通行可能経路を検索・確認いただくことはできない。現状では、S-S'とG-Gについては別途許可を取る必要がある。許可の取り方としては、S-S'とG-Gの片道200×2×2=800円と新制度600円で合計1400円の取り方もあるが、新制度600円とS-G間の片道200×2=400円で合計1000円で許可を取った方が安くなる。 なお、未収録道路も含めて通行可能経路の確認ができないのかとの依頼については、今後検討していきたいと考えている。 |
| 16 | 群馬県 | 特殊車両通行確認制度の運用方法 | 18 | 車両登録の際に、「積載する貨物の重量に係る記録」にあるすべての情報を入力しなければならないのか。 | 車両登録の際には、「積載する貨物の重量に係る記録」は入力不要。 積載する貨物の重量記録については、積載する貨物の重量、貨物の積卸の日時・場所が記載されているものについて記録・保存をお願いしたい。具体的に残すものとしては、P18の①～④があり組合せて頂いても良い。各トラック協会の乗務記録の様式を確認したところ、ほとんどの協会の乗務記録に積載貨物重量や積卸の日時・場所が記載されるようになっていたため、乗務記録に記載いただけるものと理解している。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|------------------|-------|---|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 17 | 群馬県 | 手数料の支払い方法について | 43 | 行政書士へ依頼する場合、手数料の支払い画面は事業者からしかログインできないのか。 | 申請は代理人でも可能であり、引き続き代理人は支払いの手続きができる。支払人を限定しているわけではない。 |
| 18 | 群馬県 | No.17の質問への回答に対して | — | 行政書士の立替払いが可能という理解で良いか。 | 行政書士の立替払いも可能であり、また支払いを運送事業者で行うこともできる。 |
| 19 | 群馬県 | 配布資料外からの質問 | — | 回答書について、現行では許可証という形で出発地から目的地までの交差点番号を確認できるが、新制度の回答書ではどのように表記されるのか。 | 通行可能な経路の地図が出てくるようになっており、縮尺も利用者が自由に変更できるようにシステムを構築している。 |
| 20 | 群馬県 | No.19の質問への回答に対して | — | 仮に青森から鹿児島まで行こうとした時に、都道府県検索では45都府県くらい隣接すると思うが、すべてが経路表という形で出てくるのか。 | 現行制度の経路表という形ではなく、地図で出るようになっており、さらにデータとして携行することも可能である。 |
| 27 | 埼玉県 | 配布資料外からの質問 | — | 目的地の道路に中央分離帯があり、スパンの途中に目的地と中央分離帯が存在し、往路と復路が別々の経路になる場合、新制度ではどのような対応となるのか。 | スパンの途中に目的地と中央分離帯が存在し、往路と復路が別々の経路になる場合、新制度では以下となります。 2地点双方向2経路検索・・・往路と復路が別々の経路となる場合、どちらか一方の経路が表示されますので、もう一方の経路については追加経路検索等で対応してください。 都道府県検索・・・往路と復路が別々の経路となる場合であっても、両方の経路が表示されます。 |
| 28 | 埼玉県 | 配布資料外からの質問 | — | 荷主によって荷物の幅・長さが都度変わること、積載幅・はり出し・長さ等が変動するため、許可制度において荷物の大きさごとに申請しているが、新制度ではどのように対応すれば良いのか。 | 許可制度と同様、積載物については車両登録の際には入力せず、経路確認の際に実車の寸法を入力する。より大きな荷物を運ぶ際には改めて実車の寸法を入力する必要がある。 |
| 29 | 埼玉県 | 特殊車両通行確認制度の運用方法 | P17 | ポールトレーラの積荷の長さが20mを超えて超寸法扱いとなる場合は、新制度の対象になるのか。 | 新制度の対象とはならない。概要P17に記載のとおり、セミトレーラー連結車であれば、長さが20mを超えるた場合、そもそも車両登録ができない。 |

特車新制度説明会質問票

【トラック協会会員限り】

トラック協会向け説明会：2月1日～3日

| No. | 質問者 (都道府県) | 対象箇所 | | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------|---------------|-------|--|--|
| | | スライドタイトル | ページ番号 | | |
| 30 | 埼玉県 | 配布資料外からの質問 | — | 目的地の地番がはっきりと分からない場合でも新制度を利用することは可能か。 | 利用可能である。許可制度と同様、出発地と目的地には交差点を選択するため、収録交差点について道路情報便覧に住所データがあれば、交差点を選択すると住所が自動的に表示される。住所が表示されない場合は手入力で住所をそもそも新制度では道路情報便覧に収録されている道路、つまり個別協議が不要な道路が対象である。許可制度で国から他の道路管理者に協議をかけている交差点については、新制度では通行可能経路として表示されないため、許可制度を利用していただく必要がある。 |
| 31 | 埼玉県 | 配布資料外からの質問 | — | 許可制度において、国道から市道へ折進する際には上位管理者である国が市に協議を行うが、新制度では確認後に対象となる市に対して直接書面にて提出を行うという理解で良いか。 | 出発地と目的地をつなぐ経路上において、通行できる方向が選択されるため、今回の場合はC条件である右折が選択される。許可制度では左折の経路指定が可能で、左折を選択した場合は個別協議が発生していたが、新制度では通行可能な経路が選択されるため、右折が選択されて目的地に向かう経路が自動的に設定される。 |
| 32 | 埼玉県 | 配布資料外からの質問 | — | 右折の場合はC条件で、左折の場合は個別協議になるという交差点の場合、新制度ではどのように検索結果が表示されるのか。 | 車両を管理する営業所の変更を行い、同一車両で自動車登録番号を変更した場合は、特車登録センターへ御連絡願います。 新たに手数料はかかりません。 |
| 33 | 埼玉県 | 特車通行確認制度の運用方法 | P19 | 車両を管理する営業所の変更に伴い、同一車両で自動車登録番号を変更した場合、新たに5,000円の手数料がかかるのか。 | 4/1運用開始以降、皆様の意見を伺いながら、またトラック協会と相談しながら対応を考えていきたい。 |
| 21 | 千葉県 | 配布資料外からの質問 | — | 会員から講習会のお願いがあった場合に対応いただけるのか。 | 道路情報便覧へ収録されていれば対象になる。 |
| 16 | 東京都 | 配布資料外からの質問 | — | 新制度では、自治体管理の道路だけを通行する経路も対象になるのか。 | 来年度からは年4回の道路情報便覧の収録の際に、道路管理者から情報提供を受けられれば収録を行うため、収録道路は適宜増加する。回答の更新の際は、その時点で収録されている道路及び収録交差点をもとに通行可能経路を判定し、自動的に通行可能経路が表示される。 |
| 17 | 東京都 | 配布資料外からの質問 | — | 許可制度における更新申請の際は、新しい道路が開通して交差点番号が増えた場合には経路の更新ができず、再度経路検索して申請をし直す必要があるが、新制度においては新しい道路が開通した場合に経路が自動的に更新されるのか。 | |